

# 「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」事業化促進・調査事業業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」事業化促進・調査事業を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」事業化促進・調査事業業務

## 2 事業趣旨

「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」参加団体のビジネス参入及び団体同士の連携を促進する活動を行うとともに、協議会参加団体と連携し、当県をフィールドとした空飛ぶクルマ関連事業の市場拡大シナリオ、市場規模・雇用創出効果等を試算し見える化することで、県内での次世代空モビリティ関連事業検討の具体化を推進する。

## 3 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金曜日）まで

## 4 業務の位置付け

『[信州「空モビリティ×山岳高原イノベーション」創出ビジョン・ロードマップ](#)』における、以下の記載事項を推進するための業務を行う。

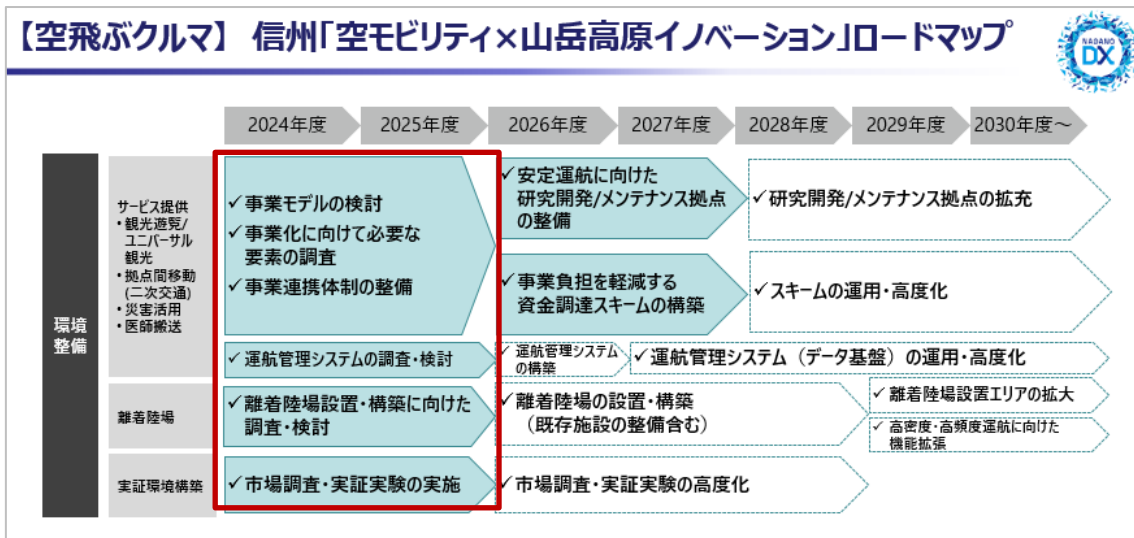
### (1) 【共通事項】ロードマップ

ア 「ビジネスマッチング・新たな協業領域・機会の発掘に向けた仕組みの検討」



## (2) 【空飛ぶクルマ】ロードマップ

- ア 「事業モデルの検討、事業化に向けて必要な要素の調査、事業連携体制の整備」
- イ 「運航管理システムの調査・検討」
- ウ 「離着陸場設置・構築に向けた調査・検討」
- エ 「市場調査・実証実験の実施」



## 5 業務内容

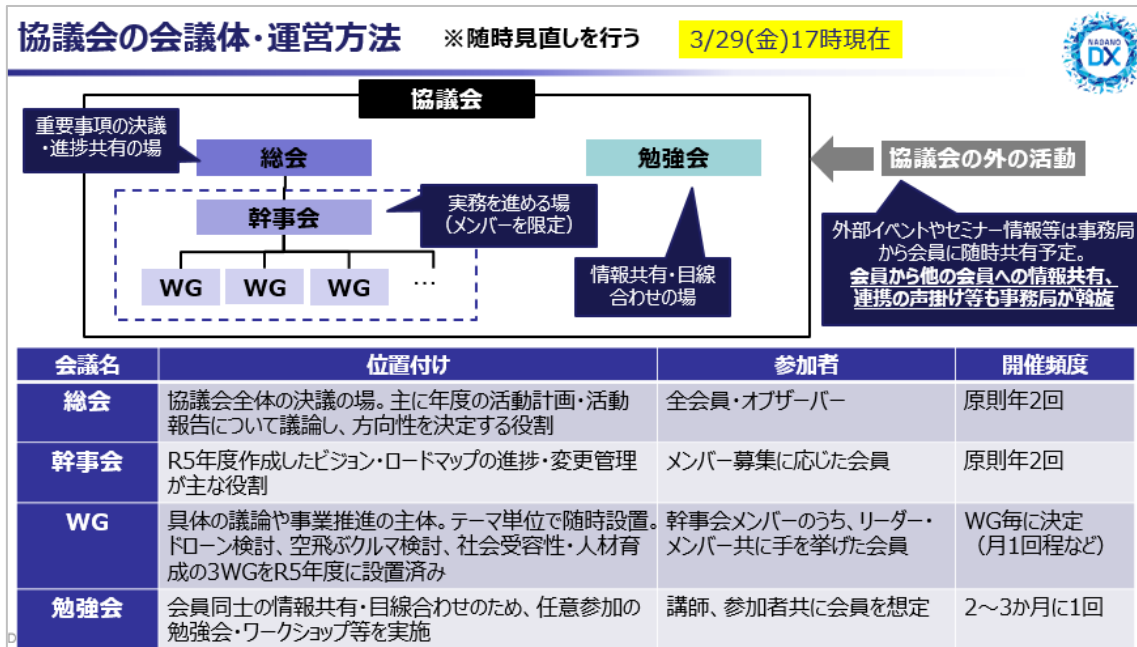
- (1) 「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」参加団体の連携事業創出支援
- (2) 長野県内での空飛ぶクルマを活用した事業モデルの調査・検討
- (3) (2)に基づく長野県内での空飛ぶクルマ離着陸場設置候補地及び整備プロセスの調査・検討
- (4) (2)に基づく事業環境の整備に向けた調査・検討
- (5) (2)～(4)の調査・検討結果についてのレポート作成

## 6 業務詳細

- (1) 「信州次世代空モビリティ活用推進協議会（以下「協議会」という。）」参加団体の連携事業創出支援
  - ア 委託者が事務局を務める協議会において、事務局運営を支援し、協議会参加団体のビジネス参入及び団体同士の連携事業創出を促進するための活動を企画・運営する。
  - イ アの目的に鑑み、協議会の各会議体において以下のとおり運営支援を行うこと。
    - (ア) 「勉強会」を、ワークショップやビジネスマッチング形式での開催等含め、委託者と協議の上企画・準備・運営を行う。
    - (イ) 「WG（R6年4月現在、ドローン検討WG、空飛ぶクルマ検討WG、社会受容性・人材育成WGの3WG）」において、ロードマップを具体化し連携事業創出を進めるために専門的な見地から運営支援を行う。

(ウ)「総会」「幹事会」については、原則委託者自身が運営を行うが、事業目的に照らして適宜助言等を行う。

(参考) 協議会の会議体・運営方法 (令和6年3月時点)



(参考: 協議会会議運営における委託者と受託者の役割分担) ●: 主担当 / △: 実施支援

会議体		勉強会		WG		総会・幹事会	
分担		委託者	受託者	委託者	受託者	委託者	受託者
準備	会議の開催の決定 (議題の設定)・主催	●	△	●	△	●	△
	会議資料作成	△	●	●	△	●	—
	会議会場の手配	△	●	●	—	●	—
	参加者への連絡・出欠確認	●	△	●	—	●	—
開催	議論のファシリテート	△	●	●	△	●	—
	議事概要の作成	●	—	●	—	●	—
開催後	議論の進捗管理 (今後の展開、課題及び対応の方向性整理)	△	●	●	△	●	△

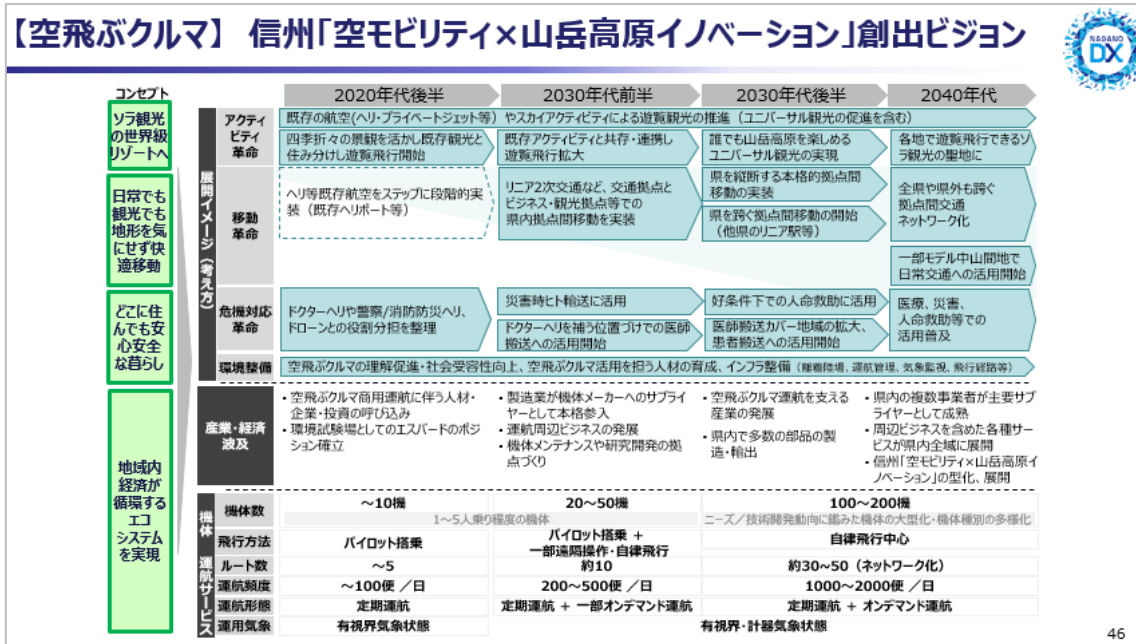
ウ アの実現に資する個別のミーティング等の活動については、適宜委託者に提案・協議の上実施すること。

エ 業務を進めるために有益となる外部講師や企業・団体・枠組みなどは、専門的な見地から積極的に委託者に紹介し、連携の促進を図ること。

オ 協議会の各会議の運営に際しては委託者と適宜役割分担の上、運営を行うこと。

(2) 長野県内での空飛ぶクルマを活用した事業モデルの調査・検討

ア 『信州「空モビリティ×山岳高原イノベーション」創出ビジョン』において、長野県での空飛ぶクルマの展開イメージを 2020 年代後半、2030 年代前半、2030 年代後半、2040 年代と分けて記載しているが、各フェーズにおけるユースケース（飛行ルート含む）、運航規模（利用者数等）を整理する。



イ 各ユースケースを実現する事業モデルを提案し、その市場拡大・成熟シナリオを整理する。  
 (ア) ビジョン・ロードマップに記載したユースケースや展開イメージをベースに検討すること。  
 (イ) 「山間部・高原における空飛ぶクルマの活用」という特色を踏まえたユースケースを整理すること。  
 (ウ) 検討においては、協議会の「空飛ぶクルマ検討 WG」及び同 WG メンバーや、協議会参加団体と連携し、実現性・精度が高い検討を行うこと。

(3) (2)に基づく長野県内での空飛ぶクルマ離着陸場設置候補地及び整備プロセスの調査・検討

ア (2)で整理した事業モデルの実現に必要なパーティポートの要件を整理し、長野県内でのパーティポート設置場所の候補をリストアップする。

(ア) パーティポートが必要とする規模感（面積）、施設、設備（充電、保安、付帯設備等を含む）を明確にすること。

イ 初期の実装が見込まれるユースケースから、パーティポートを少なくとも 4 箇所選定し、周辺ステークホルダー（関連事業者、地元自治体など）に対してヒアリングを実施する。

(ア) パーティポート整備に向けた具体的な課題を洗い出すとともに、整備プロセス及び整備に必要な費用規模を明確化すること。

- (イ) 本ヒアリングにおいては、「空飛ぶクルマ検討 WG」及び WG メンバーや、協議会参加団体との連携により効果的に実施すること。
  - (ウ) 整備プロセスの明確化に当たっては、周辺の社会受容性の確保や、必要な付帯設備（充電・保安設備等）についても考慮すること。
  - (エ) ヒアリングは適宜 Web 会議形式でも可能とする。
- (4) (2)に基づく事業環境の整備に向けた調査・検討
- ア (2)で整理した事業モデルの実現に必要なビジネスエコシステムを網羅的に整理し、エコシステムの担い手となりうる事業者を特定する。
    - (ア) エコシステムにおいては、県内地域における機体開発等の製造、試験、整備、人材育成等の拠点機能の可能性に考慮すること
  - イ エコシステム構築に必要なオペレーション体制、拠点、インフラ・データ基盤等についても整理したうえで、それらの整備・構築に向けた指針（県の役割・支援策）を明確にする。
  - ウ (2)で整理した事業モデルの市場拡大・成熟シナリオに沿って、長野県内における空飛ぶクルマ関連産業全体の市場規模を推計し、県内における経済波及効果及び雇用創出効果を試算する。
- (5) (2)～(4)の調査・検討結果についてのレポート作成
- ア (2)～(4)の調査・検討結果をレポートとして納品する。納品は履行期限までに以下の方法で行うこと。
    - (ア) 調査・検討内容に応じて、一般に向け公開可能な公開版と、具体の施設名等非公開情報が含まれる非公開版を分けて納品すること。
    - (イ) 電子データ（PDF 形式及び Word や PowerPoint 等の編集可能な形式）で納品すること。
    - (ウ) 調査・検討内容を踏まえ、今後実施すべき事業の提案、ビジョン・ロードマップへのフィードバックの内容を含めること。

## 7 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 8 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で業務完了報告書を委託者に提出すること。
- (4) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。